

令和 8 年
4 月から



こども誰でも



通園制度が始まります

● 普段保育所などに通っていないご家庭のお子さんが、保護者の方の就労要件などを問わずに、施設を利用できる新たな制度です。

○目的

- ・ 同じ年頃の子どもとの触れ合い
- ・ 家族以外の人との関わりによる興味や関心の広がり
- ・ 保育士から保護者への子どもの成長や発達に関するアドバイスによる不安解消

○「一時預かり保育」との違い

「一時預かり保育」は短期就労や通院など、保護者の理由により利用できる事業ですが、本制度は、特に制約はありませんのでお気軽にご利用ください。

○対象となる子ども

幌延町に住民登録があり、0歳6か月～満3歳未満の未就園児

○利用時間

午前9時～午前11時までの2時間（1人あたり月10時間まで。）

○利用日

火曜日、水曜日、木曜日

（月、金、土、日、祝日やこども園が休みの日は利用できません。）

○利用可能人数

1日につき1人

○利用料金

300円／1時間（生活保護世帯や非課税世帯は減免になります。）

○利用方法

- (1) 電話や来園により、こども園に申し込み（事前申請が必要です。）
（システムでの利用申請が準備中のため、整備完了次第、告知端末機などでお知らせします。）
- (2) 利用資格を確認した後、認定証が発行されます。
- (3) こども園に面談を申し込みます。（初回のみ）
- (4) 面談の日程が決まったら、親子一緒に面談を受けます。（約30分程度）
- (5) 面談が終わったら、利用する日を予約します。
- (6) 予約日から「こども誰でも通園制度」の利用開始です。
- (7) 請求書が発行されましたら、利用料金をお支払いください。

※ 詳細は町ホームページをご覧ください。

お問い合わせ・お申し込み先：幌延町認定こども園 電話：01632-5-1254（8：30～17：15）